

海上自衛隊契約規則を次のように定める。

平成27年3月10日

海上幕僚長 海将 武居 智久

海上自衛隊契約規則

改正	平成29年3月30日	海上自衛隊達第12号
	平成30年6月28日	海上自衛隊達第24号
	令和元年7月8日	海上自衛隊達第9号
	令和2年3月31日	海上自衛隊達第14号
	令和2年9月30日	海上自衛隊達第49号
	令和3年3月5日	海上自衛隊達第2号
	令和4年3月4日	海上自衛隊達第5号
	令和5年4月19日	海上自衛隊達第20号
	令和6年3月21日	海上自衛隊達第14号
	令和6年3月26日	海上自衛隊達第18号

海上自衛隊契約規則（昭和43年海上自衛隊達第17号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条—第13条）

第2章 仕様書等及び予定価格（第14条—第16条）

第3章 入札等（第17条—第29条）

第4章 契約の締結、変更及び解除（第30条—第49条）

第5章 監督及び検査（第50条—第68条）

第6章 雑則（第69条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この達は、会計法（昭和22年法律第35号）、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）、予算決算及び会計令臨時特例（昭和21年勅令第558号）、契約事務取扱規則（昭和37年大蔵省令第52号）、防衛省所管契約事務取扱細則（平成18年防衛庁訓令第108号）その他の契約に関する法令等の規定によるもののほか、海上自衛隊における契約事務に関して必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この達において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところ

による。

- (1) 予決令 予算決算及び会計令をいう。
- (2) 予決令臨時特例 予算決算及び会計令臨時特例をいう。
- (3) 予責法 予算執行職員等の責任に関する法律（昭和25年法律第172号）をいう。
- (4) 財務省令 契約事務取扱規則をいう。
- (5) 契約事務取扱細則 防衛省所管契約事務取扱細則をいう。
- (6) 調達実施訓令 装備品等及び役務の調達実施に関する訓令（昭和49年防衛庁訓令第4号）をいう。
- (7) 監督検査訓令 調達品等に係る監督及び検査に関する訓令（昭和44年防衛庁訓令第27号）をいう。
- (8) 遅防法 政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）をいう。
- (9) 物管訓令 防衛省所管物品管理取扱規則（平成18年防衛省訓令第115号）をいう。
- (10) 契約担当官等 契約事務取扱細則第2条に規定する契約担当官等をいう。
- (11) 物品管理官 物品管理法（昭和31年法律第113号）第8条第3項に規定する物品管理官をいう。
- (12) 分任物品管理官 物品管理法第8条第6項に規定する分任物品管理官をいう。
- (13) 代行機関 契約事務取扱細則第2条に規定する代行機関をいう。
- (14) 部隊等 海上自衛隊における契約担当官等の所属する部隊及び機関（海上幕僚監部を含む。）をいう。
- (15) 工事 契約事務取扱細則第6条に規定する工事をいう。
- (16) 製造 船舶、機関、航空機、武器、機械、電気通信機等の製造をいう。
- (17) 売払 物品及び国有財産の売払をいう。
- (18) 役務 第15号から前号に規定する以外の契約の目的となる事項をいう。
- (19) 工事等 契約事務取扱細則第6条に規定する工事等をいう。
- (20) 物品等 契約事務取扱細則第6条に規定する物品等をいう。
- (21) 官給 建造、製造、修理等の契約に基づき、分任物品管理官が所要の物品を受注業者に引き渡すことをいう。

（契約担当官等及び代行機関）

第3条 海上自衛隊における契約担当官等及びその事務の範囲は、別表のとおりとし、代行機関及びその事務の範囲は、別に定めるところによるものとする。

2 海上自衛隊における売買、貸借、請負その他の契約をする場合においては、前項に規定する契約担当官等又は代行機関が契約に関する事務を処理するものとする。

3 前項の規定によるもののほか、新たに契約担当官、契約担当官代理又は代行機関

を設置する必要がある場合には、当該部隊等の長は、その理由を付し、海上幕僚長に上申するものとする。この場合において、海上自衛隊出納官吏等配置任命規則（昭和32年海上自衛隊達第53号）第6条の規定を準用する。

4 第2項の規定によるもののほか、新たに分任支出負担行為担当官を設置する必要がある場合には、海上幕僚長を経て防衛大臣に上申しなければならない。

5 契約担当官等の使用する公印は、海上自衛隊公印規則（平成19年海上自衛隊達第26号）の定めるところによる。

（契約担当官等の補助者の任命）

第4条 契約担当官等又は代行機関は、必要と認めるときは、予責法第2条第1項第12号に規定する補助者として、その事務の一部を他の職員に処理させることができる。

2 契約担当官等又は代行機関は、前項の規定によりその事務の一部を他の職員に処理させる場合には、契約事務取扱細則第56条の規定による場合を除き、その所掌させるべき事務の範囲及び予責法の適用を受ける補助者であることを明らかにして任命しなければならない。

（契約担当区分）

第5条 契約担当官等又は代行機関は、調達実施訓令別表に掲げる装備品等及び役務の調達に関する契約を除き、原則としてこの達の別表に示す所掌業務に係る契約について処理するものとする。

2 契約担当官等は、調達の便宜その他の理由により必要と認める場合は、相互に協議の上、自己の所掌業務に係る契約の処理を他の契約担当官等に依頼することができる。

3 海上幕僚長は、必要があると認める場合は、第1項の規定にかかわらず、特定の契約担当官等に、他の契約担当官等の所掌業務に係る契約について処理させることができる。

（契約原簿）

第6条 契約担当官、支出負担行為担当官及び分任支出負担行為担当官は、契約原簿を備え、その処理する契約1件ごとに番号を付して契約の目的となる工事等又は物品等の契約の件名、数量、金額その他必要な事項を記入するものとする。

（調達要求及び契約審査会）

第7条 契約に関する事務処理の適正を図るため、支出負担行為担当官及び分任支出負担行為担当官の置かれている部隊等に、その諮問機関として、調達要求及び契約審査会を設置するものとする。

2 前項以外の部隊等においても、当該部隊等の長が必要と認める場合は、調達要求及び契約審査会を設置することができる。

3 次の各号に掲げる事項は、原則として調達要求及び契約審査会の審査に付するも

のとする。

- (1) 調達要求に係る仕様の適否（防衛大臣又は海上幕僚長の承認若しくは決裁により仕様の定められているものの内容の適否を除く。）
- (2) 調達要求に係る金額、数量及び時期の適否
- (3) 指名競争に付することの可否及びその理由並びに入札者の指名の適否
- (4) 随意契約によることの可否及びその理由並びに契約相手方の選定の適否
- (5) その他調達要求及び契約審査会が必要とする事項

4 前3項に定めるもののほか、調達要求及び契約審査会の設置、組織及び運営に関し必要な事項は、当該部隊等の長が定めるものとする。

（総価契約及び単価契約）

第8条 契約は、その目的となる事項の価格の総額について締結するものとする。

ただし、一定期間継続してなす製造、売買、供給、使用、修理、輸送、加工等の契約にあつては、単価についてその予定価格を定めることができる。この場合において、当該契約の目的となる事項の予定数量又は製造、売買、供給、使用、修理、輸送、加工等の継続する期間を契約締結の際に明らかにしておくものとする。

（契約方法の種類）

第9条 契約方法の種類は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 確定契約
- (2) 準確定契約
- (3) 概算契約

2 確定契約とは、契約金額（契約金額が変更された場合には、当該変更金額をいう。以下同じ。）をもって契約相手方に支払われる代金（以下「代金」という。）の金額を確定している契約をいう。

3 準確定契約とは、代金の金額を後日あらかじめ定める基準に従って契約金額の範囲内で確定することとしている契約をいう。

4 概算契約とは、代金の金額を後日あらかじめ定める基準に従って確定することとしている契約をいう。

（一般競争に付する場合の制限）

第10条 契約担当官等が行う契約事務取扱細則第38条第2項に定める大臣への申請は、海上幕僚長を経て行わなければならない。

（指名基準）

第11条 契約担当官等が行う契約事務取扱細則第42条第2項に定める大臣への申請は、海上幕僚長を経て行わなければならない。

（指名競争に付そうとする場合の申請）

第12条 契約担当官等が行う契約事務取扱細則第47条に定める大臣への申請は、

海上幕僚長を経て行わなければならない。

(随意契約による場合の申請)

第13条 契約担当官等が行う契約事務取扱細則第49条に定める大臣への申請は、海上幕僚長を経て行わなければならない。

第2章 仕様書等及び予定価格

(仕様書等)

第14条 契約担当官等又は代行機関は、契約をしようとするときは、調達品等を要求した部隊等の長に仕様書、設計図、図面その他の書類(以下「仕様書等」という。)を作成させ、契約の目的となる物又は役務の内容を詳細に定めさせなければならない。ただし、契約の性質上その必要のないもの又は軽微な事項を目的とする契約であって、契約担当官等又は代行機関が特に仕様書等を作成しなくても当該契約の目的となる工事等又は物品等の内容について誤りを生ずるおそれがないと認めたものについては、この限りでない。

(予定価格の設定)

第15条 契約担当官等又は代行機関は、随意契約による場合であって契約事務取扱細則第50条に該当するときは、別に定める物品調達要求書又はこれに準ずる書類に予定価格を記入することにより、予定価格調書の作成を省略することができる。ただし、予定価格調書の作成を省略する場合においては、必要に応じ、その価格決定の資料を当該契約に係る物品調達要求書又はこれに準ずる書類に添付するものとする。

2 工事等の契約に係る予定価格は、国土交通省又は防衛省が定める積算基準によるほか、調達物品等の予定価格の算定基準に関する訓令(昭和37年防衛庁訓令第35号)第3条の規定に準じて定めるものとする。

3 前項の規定により予定価格を定める場合においては、当該工事等の実績価格、一般取引における実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮しなければならない。

(予定価格の公表)

第16条 予定価格は、契約締結前には、これを公表してはならない。ただし、契約締結後、別に定める基準により予定価格を含む契約に係る情報を公表することができる。

第3章 入札等

(入札の公告及び通知)

第17条 契約担当官等は、一般競争入札に付するときは、予決令第75条、予決令臨時特例第4条の4及び財務省令第11条に規定する事項に加えて、次の各号に掲げる事項を一定の場所に掲示し又は官報、新聞若しくはインターネットの利用その他の方法により公告しなければならない。

- (1) 説明会を行うときは、その場所及び日時
- (2) 入札条件を示し、その他入札に関する照会に応ずる場所
- (3) その他必要な事項

2 契約担当官等は、一般競争入札において、予決令第82条の規定により再度入札を行っても落札者がいない場合には、原則として再々度の入札を行うことなく、再度公告を行うものとする。ただし、契約担当官等が、再度公告を行うことを不利と認めた場合にはこの限りではない。

3 契約担当官等は、指名競争入札に付する場合は、予決令第75条第1号、第3号から第5号及び予決令臨時特例第4条の4並びに財務省令第11条に規定する事項に加え、第1項各号に掲げる事項をその指名する者に通知するものとする。

(説明会)

第18条 契約担当官等又は代行機関は、契約条項若しくは仕様書等及びその他入札に付する事項について詳細な説明を要すると認めた場合には、説明会を行うものとする。

(入札条件)

第19条 契約担当官等又は代行機関は、入札に参加しようとする者、契約を締結しようとする者及び契約を締結した者に対し、あらかじめ、別に定める「入札及び契約心得」及び契約担当官等又は代行機関が必要と認めるその他の入札条件を示さなければならない。

(入札)

第20条 入札は、公告又は通知に示した場所及び日時に、入札者又はその指定する者をして、所要事項を記入した入札書を入札箱に投入させ行うものとする。

2 入札書は、原則として契約の目的となる工事等又は物品等の件名を表記した封筒に入れ封をさせるものとする。

3 入札保証金を納めさせた場合は、契約担当官等又は代行機関は、入札に先立って入札者に入札保証金の納付の証を呈示させなければならない。

4 入札は、定められた日時に遅れた場合、受け付けてはならない。ただし、やむを得ない理由があり、入札前に入札参加者全員が認めた場合に限り、入札に参加させることができる。

(送達による入札)

第21条 契約担当官等又は代行機関は、特別の事情がある場合には、前条第1項の規定にかかわらず、送達による入札を認めることができる。

2 送達による入札は、前条第2項に規定する封筒をさらに別の封筒に封入し、外封筒の表面に入札書在中の旨を朱書して、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者が送達する同条第2項に規定

する信書便のうち書留の郵便物に準ずる取扱いをするものにより、原則として入札期日の前日までに到着するように契約担当官等又は代行機関あてに送付させるものとする。

(開札)

第22条 開札は、入札者全員の入札が終わった後、直ちに入札者の面前において行わなければならない。

2 契約担当官等、代行機関又はそれらの補助者は、各回の開札後、最低入札者（物件の売払いの場合は最高入札者）の入札金額のみを読み上げるものとする。ただし、落札者が決定した回の入札においては、落札者の氏名（又は商号）及びその入札金額を読み上げ、落札者が決定しない回の入札においては、落札者がいない旨を入札者全員に告げなければならない。

3 予決令第81条及び第83条第2項に規定する入札事務に関係のない職員は、原則として入札事務に関係のない幹部自衛官又はこれに相当する職務の級にある自衛官以外の隊員とする。

(入札の無効)

第23条 予決令第76条の規定により無効とする入札は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 次のアからウまでに掲げる者が入札したとき。

ア 一般競争の場合において、予決令第75条第2号に掲げる資格を有しない者

イ 指名競争の場合において、入札者として指定されていない者

ウ 契約事務取扱細則第19条及び第20条の規定により競争に加わる者を制限した場合において、当該規定に該当する者

(2) 入札書に記名がないとき。

(3) 入札金額が不明のとき。

(4) 入札に際し、不当に価格を競り上げ又は競り下げる目的をもって連合した者、他人の入札参加を妨害した者又は入札事務にあたる職員の職務執行を妨げた者が入札したとき。

(5) 同一の者が、同一事項に対して2以上の入札を行ったとき。

(6) 前各号のほか、入札の公告又は通知若しくは「入札及び契約心得」によるほか契約担当官等又は代行機関の指示した入札条件に違反したとき。

2 契約担当官等又は代行機関は、入札に先立って入札者全員に前項各号の内容について周知させなければならない。また、開札に際し、前項各号に該当する入札があった場合には、理由を示して当該入札を無効とする旨を、当該入札を行った入札者に告げなければならない。

(入札書記載金額に不符合のある場合)

第24条 入札書に総金額及び内訳金額を記載させた場合において、両金額の間に不

符合がある入札は、総価により落札を決定すべき場合にあっては総価が、単価により落札を決定すべき場合にあっては単価が、それぞれ正しいものとみなして有効とする。

2 前項の場合にあっては、契約担当官等又は代行機関は、落札の決定に関係のない部分につき落札決定後に金額の誤りを訂正させるものとする。

(落札者の決定の通知)

第25条 契約担当官は、別に定める書式により落札者の決定を調達品等を要求した部隊又は機関の長（海上幕僚監部においては、関係部長（監察官、首席法務官、首席会計監査官及び首席衛生官を含む。））（以下「調達品等を要求した部隊等の長」という。）へ通知するものとする。

(最低価格の入札者を落札者とし不在の場合の基準)

第26条 契約事務取扱細則第25条第5号に定める予定価格に乗じる割合は、10分の6を原則とする。

2 前項により難い場合は、海上幕僚監部総務部長へ報告するものとする。

(最低価格の入札者を落札者としなかった場合の書面の提出)

第27条 契約担当官等が行う予決令第90条に定める財務大臣及び会計検査院への書面の提出は、海上幕僚長を経て行わなければならない。

(見積書の徴取等)

第28条 予決令第99条の6の規定により2人以上の者から見積書を徴したときは、原則として物件の売払い又は貸付契約にあっては最高の価格の見積りをした者から、その他の契約にあっては最低の価格の見積りをした者から、それぞれ順次交渉を行うものとする。

(落札者が契約を締結しない場合における違約金の徴取)

第29条 契約担当官等又は代行機関は、競争を行った場合において落札者が契約を締結せず、落札者に入札保証金を納めさせてない場合には、当該落札者からその見積もった契約金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収するものとする。

第4章 契約の締結、変更及び解除

(契約書の作成)

第30条 会計法第29条の8の規定による契約書は、契約相手方決定後、遅滞なく作成しなければならない。

(契約書の作成を省略する場合における契約確定の時期)

第31条 契約事務取扱細則第52条第1項の規定により契約書の作成を省略する場合における契約確定の時期は、入札を行った場合においては落札を認めたときとし、随意契約によった場合においては契約担当官等又は代行機関が予定価格の制限内（予決令第99条の3の規定による随意契約による場合は落札金額の制限内）に

において相手方と交渉が妥結したときとする。

(契約保証金)

第32条 契約保証金の納付、返還、取立その他の取扱いについては、別に定める「入札及び契約心得」の規定によるものとする。

(契約書の記載事項)

第33条 契約書には、会計法第29条の8第1項、遅防法第4条及び予決令第100条第1項各号に規定されている事項に加えて、次の各号に掲げる事項を詳細に記載するものとする。ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項については、この限りではない。

- (1) 第三者に対する契約の履行の全部又は一部の委託の制限又は禁止
- (2) 契約に基づく債権、債務の全部又は一部の譲渡の制限又は禁止
- (3) その他必要な事項

2 契約の目的の記載については、売買、貸借、請負その他契約の種類及び工事等又は物品等の件名、種類、数量、形状、規格、寸法その他契約の内容を明らかにするために資する事項を明示するほか、複雑なものについては、第14条の規定により作成した仕様書等を契約書の付属書類とする等、後日、契約の履行に当たり紛争の発生する余地がないように留意しなければならない。

(契約一般条項、特約条項及び特殊条項)

第34条 契約担当官等又は代行機関は、契約書を作成するにあたっては、特殊な場合を除き、海上幕僚監部総務部長が別に定める契約一般条項によるものとする。

- 2 前項の契約一般条項により難しいときは、特約条項及び特殊条項を付するものとする。
- 3 契約一般条項は、いつでも一般の閲覧に供し得るよう準備するものとし、また、契約相手方が希望する場合は書面で交付するものとする。
- 4 特約条項は、契約一般条項を補完する必要がある場合に適用するものとする。
- 5 特殊条項は、契約一般条項又は特約条項と異なる定めをする必要がある場合に適用するものとする。

(秘密にわたる事項を内容とする契約の下請負)

第35条 契約担当官等又は代行機関は、装備品等秘密の指定等に関する訓令（令和6年防衛省訓令第10号）第8条、特定秘密の保護に関する訓令（平成26年防衛省訓令第64号）第37条又は特別防衛秘密の保護に関する訓令（平成19年防衛省訓令第38号）第27条に規定する特約条項を付す契約を締結した場合において、契約相手方から下請負の申請があった場合は、必要に応じて前記2者及び下請負者による三者間で当該訓令に規定する契約を締結した後、下請負を許可するものとする。

(契約の変更の措置を要する事項)

第36条 第38条の規定による場合を除き、仕様書等の変更に関する通知を受けた場合及び法令等の改正が行われた場合等において、契約金額、納期その他契約に定める条件を変更する必要があると認めるときは、契約の変更の手続をとるものとする。

2 契約担当官等は、前項により契約の変更を行うときは、変更契約書を作成し、契約相手方とともに記名押印し、相互に各1通を保管するものとする。

(契約の目的の内容の変更等)

第37条 工事等又は物品等の契約の締結後、当該契約の目的となる工事等又は物品等の内容を変更する必要がある場合にあつては、当該変更の程度に応じ、次の各号に定めるところにより処理するものとする。

(1) 次のアからウまでに掲げる場合には、契約相手方と契約の変更を行う。

ア 仕様書等に掲げられている工事等又は物品等の項目の内容を増減する場合

イ 仕様書等に掲げられている工事等又は物品等の項目の一部を取りやめる場合

ウ 仕様書等に掲げられていない工事等又は物品等の項目を追加する場合であつても当該工事等又は物品等の種類、使用材料等が仕様書等に掲げられている他の工事等又は物品等の項目と同一の範ちゅうに属し、実質的にアに準ずると認められる場合

(2) 仕様書等に掲げられていない工事等又は物品等の項目を追加する場合であつて、当該工事等又は物品等の種類、使用材料等が仕様書等に掲げられている他の工事等又は物品等の項目と異なるときは、別個に契約を締結するものとする。この場合においては、会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号又は第4号の規定により随意契約によることができる場合のほかは、新たに競争に付さなければならない。

(契約の変更の手続を要しない事項等)

第38条 契約担当官等又は代行機関は、契約相手方が次の各号に掲げる事項を変更しようとする場合には、その都度、変更届を提出させるものとする。

(1) 契約相手方が法人である場合における代表者又は代表者の役職名

(2) 契約相手方の代理人（委任による場合を含む。）又は代理人の役職名

(3) 契約相手方の住所又は所在地

(4) 契約相手方の使用印鑑

(5) 契約相手方の商号（法人格を変更するものを除く。）

(準確定契約又は概算契約の確定)

第39条 準確定契約又は概算契約を締結する場合には、あらかじめ契約金額を確定すべき時期、契約金額の算定方法を定め、契約金額を確定し得るに至ったときは、直ちに確定金額により契約を変更しなければならない。

(履行期限の決定)

第40条 契約に当たっては、第59条に定める検査のために若干の期間を費やしても業務に支障を生ずることのないよう十分に余裕をもって履行期限を定めなければならない。

2 支払を伴う契約の履行期限は、国庫債務負担行為、継続費又は繰越明許費に基づき契約をする場合及び長期継続契約の場合のほか、翌年度にわたってはならない。

(財産売払契約における引渡しの時期)

第41条 財政法(昭和22年法律第34号)第9条に規定する国の財産の売払契約にあつては、当該財産の引渡し又は移転の登記若しくは登録の時期は、その代金の完納後、特別の事情がある場合を除き、10日以内とするものとする。

(危険負担)

第42条 契約担当官等又は代行機関は、国に対する財産の引渡しを伴う契約にあつては引渡前の財産に、修理、輸送その他の役務契約にあつては役務終了前の当該役務に要した費用に、国の財産の売払契約にあつては引渡した財産又は引渡期限経過後の当該財産に係る危険は、原則として契約相手方が負担するよう約定するものとする。ただし、国の責めに帰すべき理由による危険負担については、この限りではない。

(契約保証金に関する事項)

第43条 会計法第29条の9第1項の規定により契約保証金を納めさせる場合にあっては、契約保証金の額及び契約相手方が契約上の義務を履行しないときは、当該保証金は、国庫に帰属する旨を契約書に記載しなければならない。

(契約相手方の履行遅滞に対する遅滞金)

第44条 契約担当官等又は代行機関は、契約相手方が契約に定める履行期間内に契約を履行しなかったときは、その履行遅滞の原因が国の都合による場合又は天災地変その他契約相手方の責めに帰すべからざる事由による場合を除き、履行期限到来の日の翌日から契約を履行した日までの日数に応じ、1日につき契約金額(単価により契約を結んだときはこれに履行すべき数量を乗じた総額)の1,000分の1の割合で計算した金額を遅滞金として納める旨を約定させなければならない。ただし、契約担当官等又は代行機関が、業務に支障がないものと認め契約の一部履行を承認したときは、遅滞金の額は履行遅滞の部分のみについて計算することができる。

2 前項の遅滞金の総額が、契約保証金の額(契約保証金を納めさせないときは、契約で定める債務不履行に対する違約金の額)を超えるときは、その超える部分については、これを徴収しないものとする。

(契約を履行しない場合の違約金)

第45条 契約担当官等又は代行機関は、会計法第29条の9第1項ただし書の規定

により契約保証金を納めさせない場合にあつては、契約相手方が正当な事由なく契約を履行しないときは、契約金額の100分の10以上に相当する金額を違約金として納める旨を約定させなければならない。

(契約に関する紛争の解決方法)

第46条 契約に関する紛争の解決方法は、当事者の協議によるものとし、協議が整わないときは、双方が同意して選定した第三者のあっせんによることを原則とする。

(使用材料の官給)

第47条 工事等又は物品等の契約において、その使用材料を官給する場合は、仕様書に使用材料を官給する旨、官給材料の明細及び次の各号に掲げる事項を定めておかなければならない。

- (1) 使用材料を官給したときは、契約相手方からその品名及び数量を記載した物管訓令別記様式第39の受領書を徴すること。
- (2) 官給材料の保管は、契約相手方が行い、当該官給材料の滅失、き損その他の損害を生じたときは、契約相手方が善良な管理者として注意を怠らなかつたことを契約担当官等又は代行機関が認めた場合のほか、契約相手方にその損害を負担させること。
- (3) 使用した官給材料については、物管訓令別記様式第40の返品書・材料使用明細書（以下、「返品書・材料使用明細書」という。）を提出させること。
- (4) 契約を履行したとき及び契約を解除したときは、返品書・材料使用明細書を添えて未使用の官給材料を返納させること及び契約を解除した場合において、それが契約相手方の責めに帰すべき事由によるものであるときは、使用済みの官給材料についてもこれを返納させ又は相当の価格を弁済させること。

(契約不適合の担保責任)

第48条 契約担当官等又は代行機関は、工事等又は物品等の契約において、第59条で規定する完成検査又は受領検査によって、目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないこと（以下「契約不適合」という。）の発見が困難なものについては、完成又は受領後、別に定める場合を除き、民法の規定によりその契約不適合に対する担保の責任を負うことを約定させなければならない。

(契約の解除)

第49条 契約担当官等又は代行機関は、次の各号に掲げる場合においては、契約の全部又は一部を解除することがある旨及び契約解除の理由が契約相手方の責めに帰すべきものであるときは、契約保証金を納めさせてある場合はそれが国庫に帰属し、契約保証金を納めさせてない場合は契約金額の100分の10に相当する違約金を徴収する旨を、あらかじめ契約書に記載しておかなければならない。

- (1) 契約相手方が、契約の全部又は一部を履行しないとき若しくは契約に定める履行期限内に履行する見込みがないと契約担当官等又は代行機関が認めたとき。

- (2) 契約の締結又は履行に関し、契約相手方又はその代理人（下請人を含む。）若しくは使用人に、不正又は不当の行為があったとき。
 - (3) 契約相手方が、契約書に定める条件に違反したとき。
 - (4) 契約相手方から、契約解除の申出があったとき。
 - (5) 国の都合により、契約を履行する必要がなくなったとき。
- 2 契約担当官等又は代行機関は、契約相手方の責めに帰すべき事由により履行遅滞となった場合においては、相当の期間を定めて催告し、その期間内に履行しない場合でなければ契約を解除することができない。
 - 3 契約担当官等又は代行機関は、契約を解除するときは、その旨を契約相手方に通知しなければならない。
 - 4 第1項第1号から第4号までに掲げる場合により契約を解除したときは、契約を解除した部分につき、契約保証金を納めさせた場合についてはその国庫帰属の手続きをとり、契約保証金を納めさせない場合については違約金を徴収するものとする。ただし、第1項第1号又は第4号に掲げる場合であって、契約解除の事由が契約相手方の責めに帰すべからざるものであるときは、この限りでない。
 - 5 第1項第5号に掲げる場合においては、国は、当該契約の解除に伴い契約相手方に負わせた損害を賠償する責任を負うものとする。ただし、契約相手方が契約書に定める時期までに請求を行わないときは、この限りでない。

第5章 監督及び検査

（補助者の指名及び任命）

- 第50条 監督検査訓令第3条第1項に規定する補助者（以下「補助者」という。）は、別に定める物品調達要求書、物品売払要求書、工事等役務調達要求書及び輸送役務発注書（以下「物品調達要求書等」という。）に、調達品等を要求した部隊等の長が、所属する職員の所属、階級及び氏名を記入することにより指名するものとする。
- 2 監督検査訓令第3条第1項ただし書に定める補助者の指名は、別に定める監督・検査依頼書により行うものとする。ただし、別表に規定する契約担当官の委任事務の範囲に係る部隊又は機関（以下「所在部隊等」という。）以外の海上自衛隊の部隊又は機関の職員に行わせる場合で、あらかじめ当該部隊又は機関の長との協議が整っている場合若しくは特別な理由がある場合には、前項の規定により行うことができる。
 - 3 契約事務取扱細則第56条に定める補助者の任命は、補助者任命書により行うものとする。ただし、第1項に該当する場合は、物品調達要求書等を確認することにより補助者任命書の交付に代えることができる。この場合における補助者の任命は、契約番号及び年月日をもって行うことができるものとする。
 - 4 補助者は、前項の規定により交付を受けた補助者任命書を確実に保管し、その身

分を示す必要がある場合には、これを提示しなければならない。

(監督等の指令)

第51条 補助者に対する予決令第101条の3及び第101条の4に規定する監督又は検査(以下「監督等」という。)の指令は、その実施すべき対象、種類、項目等を具体的に示して行うものとする。

2 契約担当官等又は代行機関は、監督等の指令を、契約番号及び年月日をもって行うことができるものとする。

3 契約担当官等又は代行機関は、必要に応じ、監督等の指令に関する指令簿を備えるものとする。

(監督及び検査を他の各省各庁所属の職員に行わせる場合)

第52条 契約担当官等が行う契約事務取扱細則第55条に定める大臣への申請は、海上幕僚長を経て行わなければならない。

(監督官等の解任等)

第53条 調達品等を要求した部隊等の長は、監督検査訓令第4条に定める監督官又は検査官(以下「監督官等」という。)に任命された職員が、退職、配置換等により監督等の職務を行えなくなったとき又は当該職員を監督等の職務に従事させることが不相当であると認めるに至ったときは、その旨を契約担当官等又は代行機関に通知するとともに、その後任の補助者を指名するものとする。この場合においては、当該調達品等を要求した部隊等の長は、後任の補助者をして解任された職員の補助者任命書を、速やかに契約担当官等又は代行機関に返却させるものとする。

2 契約担当官等又は代行機関は、前項の通知を受けたときは、直ちに当該監督官等を解任するとともに、新たに指名された補助者に対し監督等を指令するものとし、返却された補助者任命書を確実に保管するものとする。

3 契約担当官等又は代行機関は、第1項に規定する場合のほか、監督官等を解任する必要がある場合は、当該監督官等の所属する調達品等を要求した部隊等の長に解任についての了解を求め、当該監督官等から補助者任命書の返却を求めるものとし、返却された補助者任命書を確実に保管するものとする。

(監督実施要領等)

第54条 監督検査訓令第5条第1項に規定する監督実施要領及び検査実施要領(以下「監督実施要領等」という。)を作成するに当たっての契約担当官等又は代行機関及び調達品等を要求した部隊等の長の協議は、次の各号に該当し、かつ必要と認める場合に実施するものとする。

(1) 繰り返し調達することが予想されるもの。

(2) 監督等に関し、標準となるもの。

2 監督実施要領等は、入札に参加しようとする者に対しては入札までに(随意契約の場合は、当該契約相手方に対して契約の締結前までに)に周知させておかなければ

ばならない。

(監督実施要領等に関する疑義)

第55条 契約担当官等は、監督実施要領等に対する疑義及びこれに対する指示は、軽微な事項を除き文書により処理するものとする。

(監督官等の職務)

第56条 監督官等は、第51条に規定する監督等の指令を受けたときは、これに基づいて監督等を実施しなければならない。

2 監督等は、原則として契約相手方又はその代理人等の立会いの下で実施するものとする。

(監督の方法)

第57条 予決令第101条の3に規定する監督は、契約締結時から第59条に規定する完成検査又は受領検査若しくは輸送役務検査に至るまでの間において、監督検査訓令第6条第2項に規定される審査に関し、同訓令第5条第1項の規定により海上幕僚監部総務部長が別に定める標準監督実施要領に基づき実施するものとする。ただし、これにより難しい場合は、第54条の規定により作成された監督実施要領により実施するものとする。

(主任監督官と他の監督官の意見が異なる場合の報告)

第58条 監督官は、随時に行う監督の実施についての報告において、主任監督官と他の監督官と意見を異にするものがあるときは、その経緯を明らかにした書面により契約担当官等へ報告するものとする。

(検査の種類)

第59条 検査の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 完成検査(給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行う工事等又は物品等の既済部分若しくは既納部分の確認をするための必要な検査を含む。以下同じ。)

(2) 受領検査

(3) 輸送役務検査

(輸送役務検査を行う検査官の職務)

第60条 輸送役務検査を行う検査官は、当該契約に係る輸送役務の内容に関する事故の有無について、監督実施要領等に基づき合格又は不合格の判定を行うものとする。ただし、検査の基準の細部については、別に定めるところによる。

(完成検査の方法)

第61条 完成検査(受領検査における品質の確認を含む。以下、本条において同じ。)は、監督検査訓令第8条第2項に規定される検査の方法に関し、同訓令第5条第1項により海上幕僚監部総務部長が別に定める標準検査実施要領に基づき実施するものとする。ただし、これにより難しい場合は、第54条の規定により定められた個

別の検査実施要領により実施するものとする。

(給付の終了の確認等)

第62条 契約担当官等又は代行機関は、工事等又は物品等の契約の履行に当たって、契約相手方が当該工事等又は物品等の給付を終了したときは、終了届又は物管訓令別記第38号様式の納品書・(受領)検査調書(以下「納品書」という。)若しくはこれに準ずる書面をもって、契約相手方からその旨を届けさせるものとする。

2 遅防法第5条第2項前段の規定により契約相手方が所要の是正をなし、又は代わりの物品を納入した場合は、前条の規定に準じて終了の届出をさせ、第59条に規定する検査を行うものとする。

(所在部隊等以外へ納入させる場合の処置)

第63条 契約担当官等又は代行機関は、所在部隊等以外に物品を納入させる契約を行った場合は、原則として所在部隊等の検査官をして完成検査を行わせた後、納入先の検査官をして受領検査を行わせるものとする。この場合において、完成検査を行った検査官は、第64条に規定する検査調書等を作成するほか、検査に合格した物品については、当該物品又はそのこん包に検査合格印を押印し、又は貼付し、若しくは当該物品と同一こん包内に封印するとともに、こん包ごとに当該物品の数量を表記するものとする。

2 納入先の検査官は、受領検査の際、当該物品のこん包が検査合格印をもって封印されており、かつ、当該物件が受領後直ちに開こんすることを適当としないものである場合は、これを開こんすることなく、こん包に表記された数量及び輸送中の事故の有無を確認することにより受領検査を行うことができる。ただし、外装に異状のあるこん包については、これを開こんし、内容品の数量及び異状の有無を検査しなければならない。

(検査調書等)

第64条 検査官は、検査を完了したときは、速やかに検査調書を作成し、契約担当官等又は代行機関に提出しなければならない。ただし、物品の受領検査の場合においては、納品書に所要の事項を記載して、当該物品を受領する部隊等の物品管理職員を経由して提出するものとし、鉄道会社その他の運送会社に係る輸送役務検査の場合の検査調書は、別に定めるところによる。

2 契約担当官等又は代行機関は、必要と認める場合は、検査官に対して検査の結果の数値その他の合格又は不合格の判定となる資料を具体的に記載した検査成績書(様式適宜)の提出を求めるものとする。

3 検査官は、契約担当官等又は代行機関から前項の要求があったときは、それらの資料を検査調書等に添付して提出するものとする。

4 検査官は、検査を行った結果、その給付が当該契約の内容に適合しないものであると判定したときは、その旨及びその措置についての意見を検査調書等に記載して

関係の契約担当官等又は代行機関に提出するものとする。

(検査官の判定が異なる場合)

第65条 検査の合格又は不合格について、主任検査官と他の検査官の判定が異なる場合は、主任検査官の判定をもって当該検査の判定とする。この場合においては、主任検査官は、検査調書等にその経緯を明らかにした書面を添付して、速やかに契約担当官等又は代行機関に報告しなければならない。

(受領)

第66条 契約担当官等又は代行機関は、国に対する財産の引渡しを伴う契約において、所定の検査を行い、契約の目的たる給付の完了を確認したときは、物品管理官又は国有財産法（昭和23年法律第73号）第9条に規定する国有財産事務分掌官にその旨を通知し、受領の手続を請求するものとする。

2 前項の手続は、検査官が合格と判定して所要の事項を記載した検査調書等及び必要とする仕様書等又は検査成績書等を送付して行うものとする。

(値引受領)

第67条 契約担当官等又は代行機関が、検査の結果、当該工事等又は物品等の給付の内容が契約書又は請書若しくは仕様書等に定めるところに違反し、又は契約担当官等又は代行機関若しくはその任命した監督官等の指示に合致しない場合であっても、それが使用に差し支えないと認めるときは、相当の値引きをすることを条件として、契約の目的たる給付を完了したものと認め、前条の規定に準じ、受領のための手続をとることができる。

2 前項の値引受領の手続は、契約を変更して行うものとする。

(監督の職務と検査の職務の兼職禁止の特例)

第68条 契約担当官等が行う契約事務取扱細則第59条第2項に定める大臣への申請は、海上幕僚長を経て行わなければならない。

第6章 雑則

(委任規定)

第69条 この達の実施に関する細部については、海上幕僚監部総務部長が別に定める。

2 この達に定めるもののほか、各部隊等における契約に関する事務処理の細則については、当該部隊等の長が定めることができる。

附 則

1 この達は、平成27年4月1日から施行する。

2 この達において、物管訓令に定める書式の仕様を定めてある場合であっても、電子計算機を使用する補給部隊は、別に定める書式を使用するものとする。

附 則

この達は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この達は、平成30年8月1日から施行する。

附 則

この達は、令和元年7月8日から施行する。

附 則

この達は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この達は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

この達は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この達は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この達は、令和5年4月19日から施行する。

附 則

この達は、令和6年3月21日から施行する。

附 則

この達は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

1 支出負担行為担当官

支出負担行為担当官等	指 定 官 職		委任事務の範囲
	本 官	代理官	
支出負担行為担当官	海上幕僚監部 総務部長	海上幕僚監部 総務部副部長	海上幕僚監部に係る防衛省所管（組織）防衛本省の歳出予算、継続費及び国庫債務負担行為に基づく支出負担行為に関する事務
分任支出負担行為担当官	横須賀地方総監部 総務部長	横須賀地方総監部 総務部契約課長	支出負担行為担当官海上幕僚監部総務部長の事務のうち、横須賀地方総監部に係る防衛省所管歳出予算、継続費又は国庫債務負担行為に基づく支出負担行為に関する事務
	呉地方総監部 総務部長	呉地方総監部 総務部契約課長	支出負担行為担当官海上幕僚監部総務部長の事務のうち、呉地方総監部に係る防衛省所管歳出予算、継続費又は国庫債務負担行為に基づく支出負担行為に関する事務
	佐世保地方総監部 総務部長	佐世保地方総監部 総務部契約課長	支出負担行為担当官海上幕僚監部総務部長の事務のうち、佐世保地方総監部に係る防衛省所管歳出予算、継続費又は国庫債務負担行為に基づく支出負担行為に関する事務
	舞鶴地方総監部 総務部長	舞鶴地方総監部 総務部契約課長	支出負担行為担当官海上幕僚監部総務部長の事務のうち、舞鶴地方総監部に係る防衛省所管歳出予算、継続費又は国庫債務負担行為に基づく支出負担行為に関する事務
	大湊地方総監部 総務部長	大湊地方総監部 総務部契約課長	支出負担行為担当官海上幕僚監部総務部長の事務のうち、大湊地方総監部に係る防衛省所管歳出予算、継続費又は国庫債務負担行為に基づく支出負担行為に関する事務
	海上自衛隊補給本部 総務部長	海上自衛隊補給本部 総務部契約課長	支出負担行為担当官海上幕僚監部総務部長の事務のうち、海上自衛隊補給本部に係る防衛省所管歳出予算、継続費

		又は国庫債務負担行為に基づく支出負担行為に関する事務
海上自衛隊艦船補給処管理部長	海上自衛隊艦船補給処管理部契約課長	支出負担行為担当官海上幕僚監部総務部長の事務のうち、海上自衛隊艦船補給処に係る防衛省所管歳出予算、継続費又は国庫債務負担行為に基づく支出負担行為に関する事務
海上自衛隊航空補給処管理部長	海上自衛隊航空補給処管理部契約課長	支出負担行為担当官海上幕僚監部総務部長の事務のうち、海上自衛隊航空補給処に係る防衛省所管歳出予算、継続費又は国庫債務負担行為に基づく支出負担行為に関する事務
砕氷艦しらせ補給長		支出負担行為担当官海上幕僚監部総務部長の事務のうち、南極地域観測事業に係る防衛省所管歳出予算に基づく支出負担行為に関する事務
派遣海賊対処行動支援隊経理班長	派遣海賊対処行動支援隊総務班長	支出負担行為担当官海上幕僚監部総務部長の事務のうち、当該部隊の所掌業務に係る防衛省所管歳出予算に基づく支出負担行為に関する事務
海上自衛隊東京業務隊経理科長	海上自衛隊東京業務隊経理科契約係長	
海上自衛隊第1術科学校総務部経理課長	海上自衛隊第1術科学校総務部経理課契約係長	支出負担行為担当官海上幕僚監部総務部長の事務のうち、当該部隊の所在地に所在する部隊及び機関に係る防衛省所管歳出予算に基づく支出負担行為に関する事務
阪神基地隊本部経理科長	阪神基地隊本部経理科契約係長	支出負担行為担当官海上幕僚監部総務部長の事務のうち、当該部隊の所在地に所在する部隊及び機関に係る防衛省所管歳出予算に基づく支出負担行為に関する事務（由良基地分遣隊の所掌に属するものを含む。）
下関基地隊本部経理科長	下関基地隊本部経理科契約係長	支出負担行為担当官海上幕僚監部総務部長の事務のうち、当該部隊の所在地に所在する部隊及び機関に係る防衛省

沖縄基地隊本部経理科長	沖縄基地隊本部経理科契約係長	所管歳出予算に基づく支出負担行為に関する事務
函館基地隊本部経理科長	函館基地隊本部経理科契約係長	支出負担行為担当官海上幕僚監部総務部長の事務のうち、当該部隊の所在地に所在する部隊及び機関に係る防衛省所管歳出予算に基づく支出負担行為に関する事務（松前警備所の所掌に属するものを含む。）
第24航空隊小松島航空基地隊経理班長	第24航空隊小松島航空基地隊経理班契約係長	支出負担行為担当官海上幕僚監部総務部長の事務のうち、当該部隊の所在地に所在する部隊及び機関に係る防衛省所管歳出予算に基づく支出負担行為に関する事務
鹿屋航空基地隊経理隊長	鹿屋航空基地隊経理隊契約班長	
八戸航空基地隊経理隊長	八戸航空基地隊経理隊契約班長	
厚木航空基地隊経理隊長	厚木航空基地隊経理隊契約班長	
那覇航空基地隊経理隊長	那覇航空基地隊経理隊契約班長	
館山航空基地隊経理隊長	館山航空基地隊経理隊契約班長	
大村航空基地隊経理隊長	大村航空基地隊経理隊契約班長	
岩国航空基地隊経理隊長	岩国航空基地隊経理隊契約班長	

	下総航空基地 隊經理隊長	下総航空基地 隊經理隊契約 班長	
	徳島航空基地 隊經理隊長	徳島航空基地 隊經理隊契約 班長	
	小月航空基地 隊經理隊長	小月航空基地 隊經理隊契約 班長	

2 契 約 担 当 官

部隊又は機 関	指 定 官 職		委任事務の範囲
	本 官	代理官	
地方総監部	經理部長	經理部契約 課長	担当警備区域内の部隊及び機関並びに当 該地方総監部の所在地を定係港とする艦 船に係る契約事務（本表により、他の部 隊又は機関の所掌とするものを除く。）
海上自衛隊 東京業務隊	經理科長	經理科契約 係長	当該部隊の所掌業務に係る契約事務
海上自衛隊 第1術科学 校	総務部經理 課長	総務部經理 課契約係長	当該部隊の所在地に所在する部隊及び機 関に係る契約事務
海上自衛隊 補給本部	經理部長	經理部契約 課長	当該機関の所掌業務に係る契約事務
海上自衛隊 艦船補給処	管理部長	管理部契約 課長	当該機関の所掌業務に係る契約事務
海上自衛隊 航空補給処			
阪神、下関、 沖縄、函館 基地隊	本部經理科 長	本部經理科 契約係長	当該部隊の所在地に所在する部隊及び機 関に係る契約事務（函館基地隊にあつて は、松前警備所の所掌に属するものを除 く。）
第24航空 隊	小松島航空 基地隊經理 班長	小松島航空 基地隊經理 班契約係長	当該部隊の所在地に所在する部隊及び機 関に係る契約事務

防備隊	本部補給科 長		
父島基地分 遣隊	総務科長		
稚内、由良、 奄美、新潟 基地分遣隊	補給科長		
佐伯基地分 遣隊	本部補給科 長		
航空基地隊	経理隊長	経理隊契約 班長	
松前警備所	補給係長		当該部隊に係る契約事務
特別警備隊	総務班長		当該部隊に係る契約事務（当該部隊の所在地においては、原則として緊急やむを得ないものに限る。）
派遣海賊対 処行動支援 隊	経理班長	総務班長	当該部隊の所掌業務に係る契約事務
資金前渡官 吏又は分任 資金前渡官 吏の設置さ れている艦 艇部隊	資金前渡官 吏又は分任 資金前渡官 吏の指定官 職にある者		当該部隊に係る契約事務（定係港においては、原則として緊急やむを得ないものに限る。）
個別命令に より任命さ れた隊員	資金前渡官 吏及び契約 担当官の指 定官職にあ る者		個別命令により指定された経費に係る契約事務